

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

一般社団法人 M.I.C パートナー

1. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止の基本的な考え

私たちは、障害福祉サービス事業者として利用者の安全で健康的な生活を守っていくために感染症の未然防止に尽力し、万が一発生した場合には拡大しないよう迅速な対応が出来る体制作りに努めます。

また、日頃から衛生管理の意識を高め、啓発活動を行っていくことで感染症や食中毒の予防に対する意識を高め、利用者の生活や健康、命を守る目的として本指針を定めます。

2. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止の基本的方針

感染症及び食中毒の予防、まん延防止のために、感染症対策担当者を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会（以下、感染症対策委員会）を設置し、事業所全体で取り組みます。

また、感染症、食中毒対応マニュアル、感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル、規程及び社会規範を遵守し適正な感染症対策に取り組みます。

3. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための体制

感染症対策委員会の設置

①目的

- ・施設・事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針、計画を定めます。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を全職員に周知します。
- ・事業所における感染に関する問題を把握し共有、解決します。
- ・感染症が発生した場合、迅速に適切な対処が出来るような体制作りを行います。
- ・その他、検討が必要なことへ対応します。

②感染症対策担当者の設置

- ・感染症対策委員会にて感染症対策担当者を選任します。

4. 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための対応

1) 平時の対応

①障害福祉サービス事業所に対し、次の事項等について周知徹底するとともに、食中毒・感染症等が発生した場合に備え、連絡体制を日頃から点検しておきます。

また、利用者等の体調等を常時把握出来る体制整備に努めます。

- ・面談、日々の会話の中から把握する。
- ・スタッフミーティング等職員間のコミュニケーションを円滑にし利用者の変化について共有する。

②衛生管理、予防

- ・職員及び利用者に対して手洗い、うがいを徹底します。
- ・使い捨て用のペーパータオルもしくは個人専用タオルを使用します。
- ・咳症状がある職員、利用者に対しては。マスクの装着を徹底します。
- ・事業所入口にアルコール消毒を設置します。
- ・職員に関しては、自身の罹患歴等を把握し、出来るだけ予防接種を受けるように努めます

③嘔吐物処理セット

- ・職員は嘔吐物処理セットの設置場所を把握しておきます。
- ・職員は嘔吐物処理方法を把握しておきます。

④食中毒・感染症等の発生時に、必要な情報が職員及び利用者等に迅速かつ的確に伝達できる体制を確立します。

- ・職員連絡網を使用し速やかに情報を共有します。

⑤消防機関、医療機関、保健所等との連携

日頃から消防機関、医療機関、保健所等との連携を密にし、発生の際の情報伝達や情報提供等が円滑に行える体制を確立します。

- ・医療機関、保健所などからの注意喚起に注意を払います。
- ・消防機関に対してあらかじめ施設、利用者の情報を可能な範囲内で伝えておきます。

⑥自治体及び地域住民等との連絡

日頃から自治体や地域住民と関係性を築いていき、施設等の状況や利用者等の実態を認識してもらうよう努めるとともに、食中毒・感染症等の発生の際の対応が円滑に行えるよう、協力体制を確立していきます。

- ・日頃から近隣住民の理解を得られる行動を心がけます。
- ・区長、民生委員との連携に努めていきます。

2)発生時の対応

①発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握、情報を共有します。
- ・施設・事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査、把握します。

②感染拡大の防止

- ・ゾーニングを行い感染の可能性のある空間と安全な空間との区分けを行います。
- ・職員は感染者及び感染の疑いのある者の対応を確認します。
- ・感染者及び感染の疑いがある者の体調を確認し、状況を説明しまん延防止対策（マスクの着用、手指消毒、行動制限など）への協力を依頼します。
- ・感染対策を行いつつ消毒を実施します。

③医療機関や保健所、行政との連携

- ・医療機関との連携し感染者及び感染疑いのある者の状態を報告、対応方法を確認します。
- ・診療の協力依頼を行い医療機関からの指示内容を事業所等内で共有します。
- ・保健所に連絡を行い、疾病の種類、状況により報告を検討します。
- ・保健所へ感染者及び感染疑い者の状況を報告し指示を仰ぎます。
- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有します。
- ・行政関係機関との連携し報告の必要性について検討します。
- ・感染者及び感染疑い者の状況を行政機関に報告、指示を確認します。

5. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する研修

全従業員が感染症対策に関する知識の習得を行い、日頃から衛生管理の大切さを意識することで感染症及び食中毒の予防、まん延防止に繋げるために以下の教育を行います。

- ①定期的な研修（年2回以上）
- ②新任者に対する感染対策研修の実施（入職時）
- ③その他必要な教育、訓練の実施

6. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の閲覧について

本指針は、利用者や家族等その他関係者が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、ホームページにも公表します。

附則

- (1) この指針は、令和4年4月1日より施行します。